

第401号

令和7年

11月1日発行

道しるべ

一般社団法人 戸塚青色申告会

発行所

一般社団法人 戸塚青色申告会
横浜市戸塚区上倉田町449-2
戸塚法人会館106号室
TEL 045(881)8558
FAX 045(861)3505
発行責任者 森 栄子
印刷所：共進印刷

【戸塚税務署より】

「税を考える週間」によせて

戸塚税務署長

水口 倫

みずぐち ひとし



晩秋の候、一般社団法人戸塚青色申告会の会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

森会長をはじめ、一般社団法人戸塚青色申告会の役員及び会員の皆様には、平素から、税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国税庁では、毎年十一月十一日から十一月十七日までの一週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報活動を行うとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

今年も昨年に引き続き、「これからの社会に向かって」をテーマとして、国民の皆様は租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくことにより、納税意識の向上を図るべく、国税庁ホームページを中心に様々な広報施策を実施しています。

貴会におかれましては、「税を考える週間」の行事として、例年、税に関する「書道展」や「講演会」を開催する等、納税道義の高揚に積極的に取り組んでいただいております。そのご尽力に對しまして、改めて感謝を申し上げます。

当署といたしましても、貴会をはじめとする関係民間団体の皆様のご協力をいただき、「書道展作品の表彰」や「税について」の作文の表彰のほか、「児童・生徒に対する租税教室」や「税の研修会」等の開催を通じて、多くの皆様に日常生活と税の関わりをご理解い

ただくとともに、各関係民間団体のご活動の内容を知っていただけるよう、全力で取り組んで参ります。

国税庁では、納税者サービスの充実と行政効率化促進のため、e-taxの利用やキャッシュレス納付などの税に関する様々な手続を、日常使いなれたデジタルツールから簡単・便利に行うことができる環境構築に取り組んでおり、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を更に進めて参ります。

なお、事業者のデジタル化促進は、事業者が行う会計・経理等の様々な業務をデジタル化することで、単純誤りを防いで正確性が向上するほか、業務の効率化で生産性が向上することも期待されます。

今後、税務行政のDXの推進を図る上で、貴会の皆様方との連携・協調は欠かせないものと考えておりますので、引き続きe-taxの利用や年末調整手続の電子化、キャッシュレス納付、その他会計・税務のデジタル化を含めた様々な側面からの業務のデジタル化促進にお力添えいただけますよう、心からお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人戸塚青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びにご事業の更なるご繁栄を心から祈念いたしまして、「税を考える週間」によせての挨拶とさせていただきます。

戸塚税務署長講演会のお知らせ

日時：令和7年11月11日（火）14時～16時
（受付開始 13時30分）

会場：戸塚法人会館 中会議室
横浜市戸塚区上倉田町449-2

講師：戸塚税務署長 水口 倫 様
演題：「納税者サービスの充実と行政効率化 ほか」
定員：30名



昨年の様子

申込方法：11月4日（火）までに、電話またはFAXにて青色申告会事務局までお申し込みください。

TEL 045-881-8558 FAX 045-861-3505

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）

基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額(改正された範囲)】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注1))		基礎控除額		
		改正後 ^(注1)		改正前
		令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)		95万円 ^(注2)		48万円
132万円超	336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 ^(注2)	58万円	
336万円超	489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 ^(注2)		
489万円超	655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円 ^(注2)		
655万円超	2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

- (注)1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
- 2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
- 3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
- 4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

給与所得控除の見直し

イ 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額(改正された範囲)】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

特定親族特別控除の創設

イ 居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【特定親族】

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下^(注)の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

(注) 収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が 123 万円超 188 万円以下であれば、合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下となります。

なお、親族の合計所得金額が 58 万円以下の場合、特定親族特別控除の対象とはなりません、扶養控除の対象となります(年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は 63 万円です。)

扶養親族等の所得要件の改正

イ 基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。また、給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が 65 万円(改正前：55 万円)に引き上げられました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下 (123 万円以下)	48 万円以下 (103 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201万5,999円以下)	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万5,999円以下)
勤労学生	85 万円以下 (150 万円以下)	75 万円以下 (130 万円以下)

(注) 1 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計金額)の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

戸 塚 税 務 署 ☎ 045-863-0011

年末調整のご相談にはマイナンバーカードをご持参ください

税務行政のDX化(デジタルトランスフォーメーション)の推進に伴い、戸塚青色申告会では、マイナンバーカードを使用したe-Taxによる送信へと移行しております。

源泉所得税(年末調整)のご相談時にも、**納付税額が0円の方は、納付書(徴収高計算書)を電子申告いたしますので、マイナンバーカードを忘れずにご持参ください。**

なお、所得税の確定申告書や、税務関連の届出書・申請書等を提出する場合も、マイナンバーカードによるe-Taxに是非ご協力ください。今年初めてマイナンバーカードを利用したe-Tax送信により確定申告を行っていただいた会員さまには粗品をプレゼントしておりますので、是非お早めにマイナンバーカードの取得をお願いいたします。

『道しるべ』第399号の「提出書類の取り扱いについて」に詳しく掲載しております。

右のQRコードで確認できます。



横浜市からのお知らせ

給与支払報告書や償却資産申告書はeLTAXで電子提出を！

～給与支払報告書の提出について～

【提出期限】令和8年2月2日(月)です！

※早期提出にご協力をお願いします。

【提出にあたりご留意いただきたいこと】

○eLTAXで提出する際の市区町村コードは「141003」です。

【お問合せ先】

横浜市特別徴収センター(財政局法人課税課)

〒231-8314 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル5階

Tel. 045 (671) 4471 受付：8時45分～17時15分

(土・日・祝日・休日・年末年始を除く)

横浜市 特別徴収

検索

～償却資産申告書(固定資産税)の提出について～

【提出期限】令和8年2月2日(月)です！

※早期提出にご協力をお願いします。

【お問合せ先】

横浜市償却資産センター(財政局償却資産課)

〒231-8343 横浜市中区山下町2

産業貿易センタービル5階

Tel. 045 (671) 4384 受付：8時45分～17時15分

(土・日・祝日・休日・年末年始を除く)

※区役所では受け付けておりませんのでご注意ください。

横浜市 償却資産センター

検索

農業部会より

※戸塚支店は14日（金）15:00～18:00の開催です

受賞者の紹介は1月号に掲載いたします。

広報委員 鈴木 繁